

## 開発行為許可及び条例に伴う工事着手から完了検査までの手続及び流れ

**開**:都市計画法第29条の開発行為許可に係る、提出書類となります。

**条**:朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に係る、提出書類となります。

※開発行為許可と条例のどちらも係る物件は、両方の提出が必要となります。

※各届出等の提出先は、開発建築課開発指導係となります。

### 1.《工事の着手》(造成工事等開始)

・建築工事は含みません。

### 2.《工事着手届出書の提出》

**開** 開発行為許可に係る、工事着手届出書(様式第4号)1部を開発工事着手後速やかに提出してください。

**条** 条例に係る、工事着手届出書(様式第22号)3部を着手後5日以内に提出してください。

### 3.《中間検査(共通:完了検査)の実施前に開発行為の許可及び条例の設計と現場の整合を確認》

・変更がある場合、中間検査(共通:完了検査)受検前に下記の許可もしくは届出が必要になります。

**開** 開発許可事項変更許可申請(様式第9号)2部

※ 公共施設の管理に関する協議書に変更が発生する場合は、「公共施設の管理に関する協議の変更協議及び同意申請書」2部を提出し、変更協議締結後に変更許可申請となりますのでご注意ください。

**条** 開発事業等軽微変更届出(様式第21号)3部又は開発事業等変更協議申請書(様式第20号)3部

※ 条例協議締結書に変更が発生する場合は、開発事業等変更協議申請書を提出し、変更協議の締結となりますのでご注意ください。

・変更届出・変更許可の審査には概ね3週間から6週間程度の期間が必要となります。

・開発行為許可の変更許可申請が必要な場合は、変更許可申請手数料も必要となります。

### 4.《検査担当課と指定工程到達後に中間検査日時を調整》

・検査対象は擁壁配筋及び地耐力、道路組成、浸透トレンチ、雨水貯留槽、下水本管、割込人孔等となります。

※ 検査担当課 開発建築課 擁壁配筋・地耐力の確認、道路組成(未帰属道路)等

道路整備課 道路組成(市帰属道路)等

下水道施設課 浸透トレンチ、雨水貯留槽、下水管布設、割込人孔設置等

### 5.《中間検査依頼書の提出》

**開** 開発行為許可に係る、中間検査依頼書(様式第6号)1部を検査日の概ね1週間前に提出してください。

※盛土規制法のみなし規定に係る中間検査の依頼書は埼玉県に提出してください。

**条** 条例に係る、工事中間検査依頼書(様式第26号)1部を検査日の概ね1週間前に提出してください。

### 6.《中間検査の実施》

・検査員の駐車場所の確保をお願いします。

・条例で是正指示があった場合は、工事是正結果報告書(様式第27号)1部の提出が必要となります。

・開発行為許可に係る工事検査報告書(様式第1号)及び条例に係る工事検査結果通知書(様式第24号)の交付は、中間検査受検日又は是正結果報告後(条例の場合は工事是正結果報告書提出後)、概ね1週間程度必要です。

3～6を中間検査が必要な回数を行います。

## 7.《完了届の提出》

**開** 開発行為許可に係る、工事完了届出書(別記様式第四)1部は工事完了後速やかに提出してください。

**条** 条例に係る、工事完了届出書(様式第23号)3部は工事完了日から10日以内に提出してください。

- ・各完了届の提出は、検査要望日の概ね1週間前に提出してください。
- ・各完了届の提出日から概ね1週間程度を目安に、開発建築課にて各担当課と調整し、完了検査受検日を決定します。

## 8.《完了検査の実施》

- ・完了検査時はスチールテープや下げ振り等を使用して計測しますので用意してください。
- ・検査員の駐車場所の確保をお願いします。
- ・条例で是正指示があった場合は、工事是正結果報告書(様式第27号)1部の提出が必要となります。

## 9.《検査済証の交付》

- ・開発行為許可に係る工事検査報告書(様式第1号)及び開発行為に関する工事の検査済証の交付、条例に係る工事検査結果通知書(様式第24号)及び工事検査済証(様式第25号)の交付は、完了検査受検日又は是正結果報告後(条例の場合は工事是正結果報告書提出後)、概ね一週間程度必要です。
- ・開発行為許可物件は、開発登録簿の閲覧用に確定土地利用計画図を1部提出してください。

## 共 通

- ・代理人が申請手続き等を行う場合は、委任状を添付してください。
- ・各届出等の様式及び添付する関係図面等は、開発建築課のホームページをご確認ください。  
(URL:<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/27/>)

2025. 7. 1現在